

令和2年第1回八千代町議会定例会会議録（第3号）

令和2年3月10日（火曜日）午前9時02分開議

本日の出席議員

議長（8番）	中山 勝三君		
1番	関 眞幸君	3番	安田 忠司君
4番	増田 光利君	5番	大里 岳史君
7番	上野 政男君	9番	生井 和巳君
10番	大久保 武君	11番	水垣 正弘君
12番	小島 由久君	13番	宮本 直志君
14番	大久保敏夫君		

本日の欠席議員

2番	野村 勇君	副議長（6番）	廣瀬 賢一君
----	-------	---------	--------

説明のため出席をしたる者

町 長	谷中 聰君	副 町 長	古宇田信一君
教 育 長	赤松 治君	会 計 管 理 者	塚原 渥君
秘 書 公 室 長	青木 喜栄君	総 務 部 長	生井 俊一君
企画財政部長	中村 弘君	保健福祉部長	塚原 勝美君
産業建設部長 兼 都 市 建 設 課 長	木村 和則君	総 務 課 長	生井 好雄君
消防交通課長	宮本 克典君	税 務 課 長	鈴木 衛君
まちづくり 推 進 課 長	馬場 俊明君	財 務 課 長	大里 斉君
福 祉 課 長	川村 俊之君	国保年金課長 兼 健 康 増 進 課 長	飯ヶ谷智巳君
産業振興課長	飯岡 勝利君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	宮本 正美君
教育次長兼 学校教育課長	青木 和男君	公 民 館 長 兼 図 書 館 長 兼 生 涯 学 習 課 長	渡辺 孝志君

総務課補佐 中川 貴志君

財務課補佐 倉持 浩幸君

議会事務局の出席者

議会事務局長 秋葉 松男

主査兼係長 鈴木 佳奈

係 長 山中 昌之

議長（中山勝三君）引き続きご参集をくださいます、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。よって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

議 事 日 程 （第3号）

令和2年3月10日（火）午前9時開議

日程第1 通告による一般質問

議長（中山勝三君） 傍聴人の方に申し上げます。

地方自治法第130条第1項並びに八千代町議会傍聴規則第11条の規定により、会議を妨害する行為があった場合には退場を命ずることがありますので、あらかじめご注意ください申し上げます。

また、八千代町議会傍聴規則第9条の規定により、傍聴席における写真、動画等の撮影及び録音等につきましては禁止されておりますので、ご注意ください申し上げます。

なお、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りくださいますようお願い申し上げます。

また、本日の会議におきまして、町広報係による写真撮影を許可いたしましたので、ご了承願います。

日程第1 一般質問

議長（中山勝三君） 日程第1、通告による一般質問を行います。

順序に従いまして質問を許します。

本日の一般質問は5名を予定しておりましたが、野村勇議員から本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、本日の一般質問を繰り上げて行うことといたしました。ご了承願います。

最初に、11番、水垣正弘議員の質問を許します。

11番、水垣正弘議員。

(11番 水垣正弘君登壇)

11番（水垣正弘君） ただいま議長の許可を頂きましたので、通告による一般質問を行います。

私からの質問につきましては、町内一斉芝焼き廃止についてであります。昨年末、町内の一斉芝焼きの廃止に関して、今後実施しないと町広報で伝えられました。これを聞いた町民から、私のもとにその事実確認の問合せが相次いで寄せられております。芝焼きは、これまで田畑の害虫駆除の目的で長年にわたってしてきましたが、芝焼きの廃止について懸念と戸惑いの声を数多く耳にしているのが現状であります。また、廃止についての検討も2回ほどの会議を経て決まったようにお聞きしておりますが、これまで続けられた八千代町の冬の風物詩と言うべき風習を極めて短時間での検討の中で決定してしまうのもいかなものかと感じ得ません。一方では、芝焼きの折に類焼する火災が発生して、芝焼きに便乗し、ほかの廃棄物を燃やしているというモラルハザードの情報もあり、地元消防団や関係部局の尽力なくして一斉芝焼きはなし得ないことも承知しております。

その中におきまして、平成30年については6件の芝焼きに便乗した火災が発生してしまいました。その内容につきましては、消火を確認せずに現場を離れる、そしてまた決められた時間以外に火をつけてその現場を離れた、芝焼きに便乗して家庭ごみや産業廃棄物の違法な野焼きが実施された、また町外からのごみを持ち込んで野焼きを行うというふうな、このようなケースの火災が発生してしまいました。町執行部といましては、警察、消防署から指導、そしてまた指摘を受けたというふうなお話の中において、やはりこのような芝焼き一斉廃止の状況になってしまったのかなというふうに思っております。

そこで、一斉芝焼きが廃止になった経過についてお尋ねをいたします。

また、害虫駆除については芝焼きの効果は判然としているところではありますが、長

年農業をしている者ならば、芝焼きによる害虫予防は現に効果が認められるという意見も数々寄せられております。しかし、芝焼きの一斉廃止によって病害虫の大量発生という事態も想定できなくないと考えております。今後どのように対策を行っていけばよいのかという町民の戸惑う声もある中で、害虫駆除の方法をどのように町内に周知徹底していくかという課題も残っております。その点について、執行部のご意見をお伺いしたいところであります。

さらに、今後は廃止によって個別での消防署への申請による芝焼きは可能であると思いますが、もし町民からの問合せがあった際などには、担当課は町民に対して申請の方法などを分かりやすく適切に説明するなどの対応が求められております。また、芝焼き以外の害虫駆除の方法は、これまでのように焼いてしまえば終わりという単純なものではなく、収穫後の秋季耕起や雑草管理、農薬による除草など、時間と手間がかかり、農家にとっては負担が大きくなると言わざるを得ません。町では、一斉廃止に伴い、最大限農家に寄り添い、負担の軽減を図る努力が必要と考えておりますが、執行部のご意見をお伺いいたします。

いずれにせよ、茨城県下はもとより、日本でも有数の農業振興地であるこの八千代町の田畑の経営耕地の面積については3,439ヘクタール、これだけの田畑を守りつつ、農家の皆さん方が悩んでいるわけでありますので、町の農政が今後も発展するよう、ほかの近隣自治体の状況を鑑みて行動するのではなく、八千代町独自の農業の在り方について模索していただけるよう最後に申し添えて、質問を終わりたいと思います。答弁をお聞きした上におきまして再質問をさせていただきたいと、このように思います。

議長（中山勝三君） 産業建設部長。

（産業建設部長兼都市建設課長 木村和則君登壇）

産業建設部長兼都市建設課長（木村和則君） 議席番号11番、水垣正弘議員の通告による一般質問にお答えいたします。

最初に、芝焼きが廃止になった経過についてご説明申し上げます。野焼きについては、法律により一部の例外を除き原則禁止されております。その例外としましては、風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却、農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却、たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なものが規定されております。

そのような状況の中、これまで当町におきましては、病虫害防除の観点から町が主体となって町内一斉芝焼きを実施してまいりました。しかし、近年は実施中に火災が多数発生しており、平成30年度につきましては6件の火災が発生してしまいました。芝焼きの実施に当たりましては、行政区長を中心に集団的に行い、火災予防には十分注意するよう、文書、防災無線、広報車による巡回等を通じて注意喚起を行ってまいりましたが、議員がご指摘のとおり、現場では、消火を確認せずに現場を離れてしまう、決められた時間以外に火をつけてしまう、芝焼きに乗じて家庭ごみや産業廃棄物等の違法な野焼きを行う、町外からごみを持ち込んで野焼きを行う等といった行動が見受けられ、警察等の関係機関からも厳しく指摘、指導を受けたところでございます。再三にわたる周知をしているにもかかわらず、一部の住民においては芝焼きに対する意識の低下が見受けられ、町内一斉芝焼きの実施により建物火災や人的被害といった大惨事を招くおそれもあり、その責任の所在も懸念されるところでございます。

これらの問題の解消に向け、JA常総ひかり、普及センター等の関係機関と協議を行ってまいりましたが、町内一斉芝焼きに対するさらなる注意喚起の周知徹底を行ったとしても、芝焼きに対するモラルの低下や一部の人たちの違法な野焼きを完全に防ぐことは不可能に近い状況であり、安全な芝焼きの実施は難しく、また病虫害防除をする上でも、病虫害の越冬密度は年によって変動しており、芝焼きの実施の有無との間に関連性が見られないという調査結果も出ておりまして、芝焼きによる病虫害防除の効果は判然としていないとの結論となりました。以上の理由から、今年度より町内一斉芝焼きは実施しないことといたしました。

住民への周知につきましては、11月に行政区長への電話連絡、12月2日の文書使送において町内一斉芝焼き廃止のお知らせのチラシを全戸に配布、さらには12月15日の「広報やちよ」お知らせ版に町内一斉芝焼き廃止のお知らせについて掲載させていただいたところでございます。

続きまして、病虫害防除対策について及び今後の対策についてでございますが、町といたしましては、病虫害防除に関しまして、チラシやお知らせ版に掲載させていただいた芝焼き以外の対策として3点ほどお願いしているところでございます。1つ目につきましては、収穫後の刈り株から伸び出す再生稲は病虫害の増殖や越冬場所になるので、早目に耕起する収穫後の秋季耕起、2つ目としまして、畦畔等の雑草は病虫害を誘い込み、増殖や越冬の場所になるので、草刈りや除草剤による雑草管理を行い、

病虫害の生息場所を減らす雑草管理、3つ目としまして、病虫害の発生動向に応じた適時適切な防除に努める農薬による防除といった防除策の啓発を図ってまいりたいと考えております。その上で、どうしても芝焼きを実施したい地区がある場合には、実施主体が責任を持って公害防止や火災防止への対策を十分に取ってもらった上で実施するよう指導を行っているところでございます。

なお、芝焼きにつきましてご不明な点がございましたら、産業振興課までご相談頂ければと思います。

以上、ご理解とご協力を頂きますようお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（中山勝三君） 再質問ありますか。

11番、水垣正弘議員。

11番（水垣正弘君） ただいま産業建設部長のほうから答弁があったとおり、芝焼きについては、何件かのやはり問題点がここ数年多発してしまったというふうなことから廃止に至ってしまったというふうな考えも分かるわけではありますが、野焼きについては法律により一部の例外を除きというふうな言葉も付け加えてあらわれる文章になっております。一部の例外を除き原則禁止されておりますというふうなことでありますので、その中に農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却とありますので、今後も本当に野焼きが必要と思われる場所、そしてそういうふうなところにつきましては、行政区の区長さんにご相談の上、やはりまた八千代町土地改良区内、そしてまた吉田用土地改良区内、山川沼土地改良区内、また茨城南総土地改良区内というふうなことで、その中でいろいろと協議をしていただいて、実施したいと思われるところにつきましては、産業振興課が窓口でありますので、そこにご相談の上、しっかりと後始末まで考えながら実施していただきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、今年度、芝焼きと思われるような火災が、多数出火されたというふうに聞いておりますけれども、芝焼きと思われるような火災の件数だけ部長のほうから申し添えていただいて、一般質問を終わりたいというふうに思います。

議長（中山勝三君） 産業建設部長。

（産業建設部長兼都市建設課長 木村和則君登壇）

産業建設部長兼都市建設課長（木村和則君） ただいまの件数でございますが、正確

な数字は把握してございませんが、産業振興課として把握している数字につきましては1件でございます。よろしく申し上げます。

議長（中山勝三君） 最後に再々質問ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山勝三君） 以上で11番、水垣正弘議員の質問を終わります。

ここで、次の答弁関係課長の入場を許可いたします。

次に、14番、大久保敏夫議員の質問を許します。

14番、大久保敏夫議員。

（14番 大久保敏夫君登壇）

14番（大久保敏夫君） 議長の許可を頂きましたので、通告による一般質問をさせていただきます。

私における一般質問におきましては2項目でございます。1つは町の施設管理関係、そしてもう一つは今全国で騒いでおります新型コロナウイルスの関係について、2つに分けて一般質問をさせていただきたいと思っております。

私が町施設管理運営ということで出しましたのは、基本的に私が申し上げたいことは、お手元にありますように、公民館、体育館、小中学校の、町は町長の一つの本城でありますから、これはいずれとしても、この3つの、小、中を分けますと4つの言わば公共施設関連を町は持ち得ているわけでありまして、そしてその管理運営という流れからいきますと、最終責任者というか、最終的な日々の管理運営、何か事故があったとか、あるいはまたいいことも含めて、何らかの状況をどう判断するのかということについて、まず初めにお聞きしたいのは、中央公民館、体育館、小中学校、そしてこの4つの流れについて私のほうから教育長と町長にお聞きしたいのは、私の考え方が間違っていたかどうか分かりませんが、過去の例をしますと、小中学校ができた、公民館、体育館はもう40年来の建物でありますから、この後の問題もいずれとしても、小中学校の中で幾つか立ち会った中で、小学校がどこどこ建設株式会社が請け負ったと、できましたと、我々議員も、あるいはまた管理者も含めてそこで立ち会うわけですが、その業者から町長に鍵一式が渡されると、その渡された鍵を町長は教育長に渡すと、それを受けて教育長はその施設、川西であれば川西、中結城であれば中結城の小学校長に鍵を渡して、よろしくお願ひしたいと、こういうふうになっているのだろうというふうには、私は前の記憶をたどるとそういうことになるのです。

が、現実にそういうことなのか。そしてまた、そこに起こり得たいろんな出来事に関して、今、これから教育長、町長のほうからお答えを頂く中で、私はそのお答えを聞いた中で私なりの考え方を述べてみたいと思いますので、教育長においては教育長の、私の管理下にありますか学校長にありますとか、いや、私の管理するものではありませんとかというお答えを頂いて、その後、町長のほうから答えを頂くと、そういうことで、その後にまた私なりにお二方にお聞きしたいことがありますれば、改めて一問一答の中で質疑をしたいと、このように思いますので、よろしくお願いします。

議長（中山勝三君） 大久保議員、すみません、中央席へお願いします。中央の質問席のほうへお願いします。

教育長。

（教育長 赤松 治君登壇）

教育長（赤松 治君） 議席番号14番、大久保敏夫議員の通告による一般質問にお答えします。

ご質問については、町施設管理運営について、中央公民館、それから体育館、小中学校の管理責任者とはということでございますが、まず初めに中央公民館につきましては、社会教育法、町公民館の設置、管理及び職員に関する条例及び管理規則に基づきまして、町が施設を設置する、施設の管理運営は教育委員会に委ねられております。施設には館長を置き、この館長が施設現場においては上司の命を受け、職員管理や施設の運営管理の指揮監督に当たっております。

次に、体育館につきましてもほぼ同様であります。スポーツ基本法、町総合体育館の設置及び管理に関する条例及び管理運営規則に基づき、町が施設を設置し、施設の管理運営はこれも教育委員会に委ねられておりますが、体育館には館長という規定はございませんので、施設現場においては生涯学習課長が職員管理や施設の管理運営の指揮監督に当たっております。

小中学校につきましては、教育基本法等の関係法律、町立学校設置条例及び学校管理規則に基づきまして、町が設置し、学校現場においては学校長が学校施設の運営管理や教職員の管理に当たっておりますが、公民館、それから体育館、学校施設とも、今申し上げたとおり、いずれも管理運営については教育委員会所轄でございますので、総括管理者ということになりますと、教育委員会を代表する私、教育長ということになります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（中山勝三君） 町長。

（町長 谷中 聰君登壇）

町長（谷中 聰君） 議席番号14番、大久保敏夫議員の通告による一般質問にお答え申し上げます。

ご質問の町施設管理運営についてでございますが、詳細につきましては先ほど教育長が答弁したとおりでございます。中央公民館、体育館、小中学校につきましては、いずれの施設とも町が設置し、関係法律や町の条例、規則によりまして、管理運営は教育委員会に委ねております。そして、その総括的な責任者は教育長でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（中山勝三君） 14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） それでは、一問一答でございますので、今教育長、町長のほうで、小中学校あるいはまた公民館、体育館の管理運営についての、一つの管理責任者そのものの立場論というのが、小中学校においては校長にあると、体育館、あるいはまた公民館においては教育長、言わば教育委員会の教育長にある、こういうふうなお答えで、町長においては、先ほど教育長が答えたとおりだと、こういう解釈だと思うのですが。

私がこの施設の管理責任者の問題について何を聞きたいのかということになるわけですが、この施設というものは、言わば、教育長にお聞きしたいのですが、小中学校の校長の分野においては、教育長にはそれが聞き得ない部分があるのだろうと思えますけれども、ただ、小中学校の学校及び教育者の任命権というか、それに関わる部分は教育長にあるわけですから、学校の言わば施設を受けたときに、多分に小中学校の校長が、いきなり町長が、例えば分かりやすく言えば、中学校ができました、これをお渡ししますというときに、谷中町長になられてからそういう施設があったかどうか分かりませんが、そういうものを受けたときに、言わば教育長が受ける部分があるわけですが、現実問題として、施設そのものは、私が今までの経験で、谷中町長はまだその立場になっていませんから、教育長からすれば、先ほど私が申し上げたように、業者から、町長から、教育長から学校長に渡っていくのだというふうなことを私は申し上げたわけですが、それに間違いありませんか。

議長（中山勝三君） 教育長。

(教育長 赤松 治君登壇)

教育長(赤松 治君) 大久保敏夫議員の通告による一般質問にお答えします。

先ほどお話ししましたように、学校長が学校施設の運営管理、それから教職員の管理に当たっておりますが、総括的には私のほうが、教育委員会を代表する私が責任者ということになります。学校運営、それから管理、これに関しては校長のほうに委ねているということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(中山勝三君) 14番、大久保敏夫議員。

14番(大久保敏夫君) そうしますと、学校、八千代一中とか東中、川西小あたりも入るのでしょうかけれども、赤松教育長になられてから新築学校ができ得たと、それは間違いのないと思うのです。その中で、先ほど言ったように、財産を預かって、小中学校をあれにまたしたと、こういうことになるわけですがけれども。

私が一歩踏み込んで、財産を教育長、教育委員会における、あるいはまた小中学校校長に委ねる、こういう中で施設ができましたということになるわけですが、一中においても東中においても、玄関に定礎というのがありますね、定礎。ご存じかと思えます。この定礎というものは、小中学校長にそれをお渡しになるときに、そのものはできているものなのですか、それとも後づけで造るものなのですか。それをちょっとお聞きしたいのです。

議長(中山勝三君) 教育長。

(教育長 赤松 治君登壇)

教育長(赤松 治君) 大久保敏夫議員のご質問にお答えします。

一中、それから東中につきましては、私が教育長になってから新しく建設された校舎でございます。玄関に定礎というようなものがあるのは存じ上げております。これにつきましては、校舎ができた時点で、そこに埋め込まれているというふうに理解しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(中山勝三君) 14番、大久保敏夫議員。

14番(大久保敏夫君) 教育長にお話を頂いて、基本的に定礎というものが、町の至るところで施設が造られたと、そういう中で、私もそういうことを感じたときもあるのですが。

そういう中で、定礎そのものの造る、多分、私の経験で、よく、しみじみと見たこととはないですが、何かの看板に書いたわけでもないし、ボードでもないし、多分、石に刻み込むのだと思うのですが、これを刻み込むときの責任者は誰ですか。

議長（中山勝三君） 教育長。

（教育長 赤松 治君登壇）

教育長（赤松 治君） 大久保敏夫議員の質問にお答えいたします。

定礎につきましては、恐らく竣工の年月日ですか、それから建設主の名前ですか、そういったものが多分刻み込まれているというふうに思います。私は、両校とも完成した時点でそこに埋め込まれておりましたので、そのところについては明確な回答ができなくて大変申し訳なく思います。

以上でございます。

議長（中山勝三君） 14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） 今教育長のほうから、例えば的を絞って、八千代一中と、また今言った東中、この2つについては、石碑の中に権利者の名前が施主とともに書き込まれているのだというふうな認識だと、こういうふうにおっしゃられたわけですが、この件に関して、私は、定礎そのもののことについての内容的なものが、刻み込まれて、それを言わば建てたと、施行主、言わば町の財産でありますから、そこにあるわけですが、東中の定礎の言わば管理責任者の名前がというよりも、竣工した流れを受けて、それを、東中に刻み込まれている名前について違和感というのをお持ちになったか、ならないか、それをちょっとお聞きしたい、感想で結構です。

議長（中山勝三君） 教育長。

（教育長 赤松 治君登壇）

教育長（赤松 治君） 大久保敏夫議員のご質問にお答えいたします。

東中の定礎についての違和感というお話でしたが、特に私は定礎について違和感を持った覚えはありません。

以上、よろしいでしょうか、答弁とさせていただきます。

議長（中山勝三君） 14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） 今教育長の答弁を聞いて、自分自身でちょっと愕然としてるところであります。そういう考え方が教育長としての立場の中でお持ちになっていた、こういう考え方を持つわけです。

では、本論に入りますけれども、なぜ私がこの問題を取り上げたのかといいますと、東中学、あるいはまた違う角度の方々から、あの定礎がなぜいまだに存在している、あの定礎がなぜ今存在している、こういう声を十数人、聞くわけです。いや、私には分からない、建てたときにやったのだから、そうではないかという話なのです。いろいろ聞いてみますと、定礎に刻まれた名前の人が刑事被告人になる、あるいはまた判決を受けて、言わば前科者になった、その前科者の石碑をああやって埋め込んでおいていいのか、20年も前にやっていた話ならいいと、でも、それは取り除くものは取り除くのだ、そういう流れの中で、町民はそういう声を出しているのです。それについて、今について、教育長においては違和感はないのだという考えが今答えの中で出てきたわけですがけれども、私の今、そういう声がある中で、教育長に対して質問をしているのだということに対してもう一度答弁をお願いできますか。

議長（中山勝三君） 教育長。

（教育長 赤松 治君登壇）

教育長（赤松 治君） 大久保敏夫議員のご質問にお答えをさせていただきます。

定礎のお名前のお話が出されました。これにつきましては、竣工の年月日とともに、そのときに竣工式を行った建設主の名前を記念として定礎に刻み込んだものだと私は理解をしておりますので、そういう意味で先ほど違和感はありませんというお答えはさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（中山勝三君） 14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） そうしますと、教育長、あなたのおっしゃられたことは分かりました。結局は、その当時の、この碑のあれは平成28年10月と刻まれているはずで、それについては違和感を持っていない。

私が申し上げているのは、今における中で、今も違和感なく、教育委員会、また教育に携わる者、学校の生徒も含めて、そのような人になりなさいという理屈の中にもし成り立つ、それもオーケーだという話が世の中に、これは法律論の話をしているのではないですよ、法律論の話をしているのではないです。そういう人でもいいのかという理屈がこの中にもしあったとするならば、教育者としてどう考えますか。

時間も、あとの問題もありますし、そう長々、1時間使うのもあれでしょうから申し上げますけれども、基本的には、では、言わば被告人になった、判決を受けた流れ

を受けますと、こういう時系列になるのです。西暦2014年、平成26年12月22日に事件が起きました。碑に刻まれている人の犯行が行われた。平成28年10月に東中は落成をして、記念碑が建てられた。西暦2019年3月20日に、その被告人は罰金20万円という有罪判決を受けました。俺はやっていないのだと、これはもうちょっとよく調べてもらわなくては、俺は無罪なのだという考え方があるならば控訴しなさい、あるいはまたこのことについてもう一度異議申立てをしなさいという、14日間の日にちがあるわけですが、現実問題としては、2019年4月4日、14日の異議申立て期間を、それを申し立てないことによって、そこで一つの有罪判決が確定をして前科者となりました。賞勲局の中においては、この人は一生、多分、輝かしい歴史背景があっても、賞の榮譽に沿うことは多分ないのだろうと思います。

ある時期、八千代町でこういうことがありました。ボクシングの世界チャンピオンになった方が、いろんなベルトやトロフィーをたくさん持っているので、中央公民館に大きなケースを作って、ベルトも含めて飾っておりました。しかし、チャンピオンベルトを失って、あるいはまた引退した後、何年か後にある刑事事件を起こしました。その途端に、八千代町はなぜこんなのを飾っておくのだ、犯罪者のやつをここへ飾って、文教、中央公民館ですから、社会教育の根源をなすところだから、こんなもの外せと言われて、町は全部きれいに片づけました。そのようなことが起きますと、では教育長が違和感を感じないということであるならば、管理施設運営が教育長だということに、学校長に押しつけるわけにはいかないでしょう。小中学校の任命責任というのが、教育委員会が独立しているとすれば教育長であるはずでありますから。私が、ここまでの時系列とその流れを踏まえた中で、もう一度お考えを聞かせていただけますか。

議長（中山勝三君） 教育長。

（教育長 赤松 治君登壇）

教育長（赤松 治君） 大久保敏夫議員の質問にお答えをさせていただきます。

議員のおっしゃることは理解をさせていただきました。ただ、子どもたち、そういうふうになりなさいというようなお話もありましたが、子どもたちはやっぱりそういったことに関して、教育の一環として、教育として私は学校運営を校長に委ねておりますので、そういったことで大きな揺らぎや子どもたちを動揺させることはないように、学校長に全ての教育を委ねております。また、私が、そういった意味では責任者

としての、大きな責任を担っているという自覚もございます。

また、先ほどの定礎についてですが、先ほどから申し上げているように、竣工年月、それから建設主という、建設当時の事実を記念して設置したものと私は理解しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（中山勝三君） 14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） 教育長、何かあなたは勘違いしている。そのことを、設置していたと、設置していたのはいいのです。その後の話が大きな問題なわけだから、それについて、町の財産権が町長にあるならば町長、そういう中で、相談してでも何でもやる考え方ぐらい持ち合わせなければ、私は、それでは八千代の教育なんかどうだっていいということになります。犯罪者だろうが何だろうが、一人前に出てきて、一人前に町の、これから、現町長がおられて、後で何か賞を上げるのか、上げないのか、私は分かりません。それが学校長を管理する責任者として、今における、今の姿が正しいのだという考え方は、教育長、それが八千代の教育を、子どもらの生き方や性格やその質の問題は、父兄の、母親、父親、場合によってはじいちゃん、ばあちゃんらの生き方があって、その子らは小学校、中学校の中で姿を見せているのです。単なる学校へ行っただけでできた話ではないのです。理科が好きなのか、体育が好きなのかは、親らの、あるいはまた祖父母の影響も受けながら教育というのは進んでいるのです。そこに、目の前に現れたのが全て教育なのだという勘違いをされては困る。そういう人たちがああいうふうな、今、私、時系列で申し上げたようなことが起きている人の碑があそこにあっているのかという話を聞かれているのです。そのことだけの話なのです。前のことなんか関係ないのです。

私が、時間がなくなってきましたから、私のほうで今、後ろに議員さん方も何人もいます。その議員さん方も、何人も、傍聴にも行った方もたくさんおります。その人の無罪を信じて行った人もたくさんいます。結果としては有罪ということで、本人も認めて、2019年4月4日をもって、私はそういう犯罪を犯しましたことに対して罰金20万円で受けます、こういう流れがあったわけでございますので、このことについては、この議場においてたかだか10分や15分で出る結論ではありませんので、財産の持ち主は八千代町長、谷中聡町長でありますから、教育委員会、町部局を含めた中で何らかの結論を出して、私らも、議員さんも初めて聞く人もいます。ですから、町部局

の、管理責任のほうでどういう結論を出すか、出さないかによっては、我々議会というものは違う形で、あるいはこの問題に対処していくというふうに思いますけれども、いかがですか、最後、一言。

議長（中山勝三君） 教育長。

（教育長 赤松 治君登壇）

教育長（赤松 治君） 大久保敏夫議員のご質問にお答えをさせていただきます。

議員さんがおっしゃるようなこと、目の前のことだけではなく、様々な歴史を持った学校ということ、そういったことも念頭に置きながら考えを進めていければというふうに思っていますので、ご理解を頂きたいと思います。

議長（中山勝三君） では、2項目めでよろしいですか。

では、大久保敏夫議員、前で、壇上でお願いします。

（14番 大久保敏夫君登壇）

14番（大久保敏夫君） それでは、2番目に通告してあります新型コロナウイルスについてで、この後、2日目あたりもこの項目を用意されている方もいますので、私なりの考え方を執行部に聞かせてもらえればありがたいと思っています。

コロナと言うのが正しいか、ウイルスというか、戒名長いから、このコロナの問題についてお話しさせてもらいたいと思うのですけれども。国においては総理大臣、あるいはまたそれを受けて、県においては知事からの要請事項があったわけでありまして。それについては、幾つかの諸団体、小中学校、教育関係も含めてこの問題を、こうしてほしい、ああしてほしいということであったわけでありましてけれども。一番先、即座に反応したのが、小中学校の、言わば高校も含めた中でどう運営していくかということは、休校に対する取扱いということが一番はあったわけでありましてけれども、これについて、今、トータル的に全県でいろんな対応を短い時間で迫られたわけです。

基本的には、3月2日から休校にしたのが17校、我々の西南広域の事務組合、県西地域の中で、それに、5つのことに反応して、3月2日の休校が言わば五霞と境、そして3日からというふうに反応したのが全国で7市町村あるのですが、そのうちの3つ、下妻、坂東、そして常総が3日からの休校を選びました。次、4日から選んだのが古河市でありました。5日の分については、5市町あったのですけれども、西南広域ではありませんでした。最後に、6日を選んだのが13市町があったわけでありまして、その中に八千代町があったわけでありまして。言わば、6日を八千代町が選んだ経

緯というのですか、これをひとつお聞かせを頂きたいのと、そしてまた、最終的に小中高に対する言わば通達を出し得た部分については、言わばどの部署で、最終確認は言わばどの責任者同士が話し合ったのか、それもお聞かせ願えればありがたいと思っていますので、それをまずお願いしたいと思います。

以上です。

議長（中山勝三君） 大久保議員、通告では保健福祉部長になっていますが。入ります。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（中山勝三君） では、保健福祉部長。

（保健福祉部長 塚原勝美君登壇）

保健福祉部長（塚原勝美君） 14番、大久保敏夫議員の通告による一般質問にお答えいたします。

2番目の新型コロナウイルスについて、(1)、国、県からの指導及び指示がされた事案があったのかということですが、国、県から事務連絡といたしまして、通知がメールにて送られてきております。その主なものを申し上げますと、厚生労働省から都道府県等に令和2年2月13日付事務連絡がございました。内容につきましては、「保育所における感染症対策ガイドライン」、それから「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」による、風邪やインフルエンザ同様に、マスク着用を含むせきエチケットや手洗い、アルコール消毒等による感染経路を断つことが重要との通知でございました。

また、2月20日付で「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」が厚生労働省より発信され、その後、24日付で「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る。）における感染拡大防止のための留意点について」、職員等及び利用者に対する対応についての通知がございました。内容につきましては、発熱等の症状により感染が疑われる場合には、帰国者・接触者相談センターへ電話連絡し、指示を受けることなどが記載されております。

2月25日には、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が国の新型コロナウイルス感染症対策本部で決定されました。内容につきましては、3月4日に開催されました全員協議会でご説明をさせていただいたとおりでございます。

県からの指導等については、令和2年2月3日に筑西保健所主催による第1回目の

連絡会議があり、管内医療機関との調整及び説明があり、2月24日に第2回目の連絡会議があり、1回目同様、医療機関との連絡調整を実施いたしました。また、県からは、ただいま申し上げました国からの事務連絡等が電子メール等にて送信されてきております。

2番目の当町独自での対応した事業については、保健福祉部門では、令和2年2月25日、28日に連絡調整会議を実施し、28日に対策本部を設置しております。また、新型コロナウイルス感染症対策班長会議を3月9日、昨日でございますが、実施し、各班ごとの役割等の確認を実施したところでございます。そのほか、ホームページや使送によるチラシの配布など広報周知活動を実施しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（中山勝三君） 教育長。

（教育長 赤松 治君登壇）

教育長（赤松 治君） 議席番号14番、大久保敏夫議員の通告による一般質問にお答えをいたします。

今回の新型コロナウイルスについては、国、それから県から様々な通知、それから通達が数多く来ております。特に「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」、それから児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応等、これが大きなものであります。

その後、ご存じのように、2月27日に安倍総理大臣が全国一斉臨時休業というように報道発表をいたしました。2月28日、これに対応するために八千代町校長会のほうを臨時に開催させていただきました。その際、「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」という通知が、県の教育委員会から通知がありました。この中で、3月5日までを準備期間として、3月6日以降は全ての小中学校、義務教育学校、それから特別支援学校で臨時休業をするというような通達が参りました。そういったものを受けながら、安倍総理大臣の2日からの臨時休業について、かなりの時間を要して検討をさせていただきました。

1つ大きな問題は、準備に時間が必要であるということでした。特に預かり先のない児童についてどのように対応していったらいいか、28日の段階で、土曜、日曜を挟んで月曜日から休業ということになりますと、そういった子どもたちの居場所を確保

することが非常に困難であるというようなことが1つ目です。

2つ目は、休みにすることは簡単ですが、休み中の過ごし方、それから学習の課題、学習の仕方等への対応、これが時間がないということでした。

3つ目は、高校入試が3月4日にありました。高校入試に対する中学生への対応、こういったことも加味させていただきました。

さらに、休み中の健康管理、家庭訪問、電話連絡等、教員の対応の仕方、こういったことを様々な角度から検討いたしまして、3月5日までをその準備期間として、6日から臨時休業ということで判断をさせていただきました。

また、さらにその日、町のほうでも新型コロナウイルスの対策本部というようなことで立ち上げがありましたので、その中でも町と連携をしながら、6日からの臨時休業ということで対応させていただいた、それが経緯でございます。

以上、答弁でございます。よろしく願いいたします。

議長（中山勝三君） 町長。

（町長 谷中 聰君登壇）

町長（谷中 聰君） 議席番号14番、大久保敏夫議員の通告による一般質問にお答えします。

ご質問の新型コロナウイルスでございますが、詳細につきましては先ほど教育長及び担当部長が答弁したとおりでございます。

町におきましては、2月28日に対策本部を設置いたしまして、体制を整えたところでございます。今後につきましては、国の基本方針に基づきまして感染拡大防止に努めるとともに、茨城県と連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。議員各位のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（中山勝三君） 14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） 今回のコロナの問題につきましては、教育長から今出ました、6日を選んだ一つの基になる考え方は、言わば準備期間とか、あるいはまたそれにまつわる部分の中ででき得なかったと。基本的には、47市町のうち13しか、6日からのやつは選んでいないわけですがけれども、そういう中で、今の話を聞きますと、八千代町が何か設備が欠如しているとか、あるいはまた1日でも学校へ置いておいたのがいいのだとかという、明らかな理由は見当たらない、準備ができない、準備ができない

のだということは、準備をする能力がなかったのか、こういうふうな話になっていってしまうわけですよ、私からすれば。もう少し、このまま置いておくと、その間に保育園なり幼稚園、どこかで預かってくれる、親御さんの対応ができないとかできるとか、そういうことがあったのであれば別でしょうけれども、そうではない中で、ただ準備不足だからということで、私が一番、頭に、日々テレビで見ていると思うのは、国も県もずるいわけでありまして、あくまでも要請事項なのです、要請事項。お願いします、命令ではないのです。最終的には、全国の市町村に言わば決断を迫って、おのおのでやりなさい、結果についてはあなた方で責任を持ちなさいと、こういうことになっているのだらうと、こう思っています。ですから、今、過ぎ去ったことをとやかく言うわけではありませんけれども、これからもそういうことは起きないとも限らない、起き得る可能性もあるので、もう少し抜本的な、こういうものに対する対応力をつけておいてもらえればありがたいと、こう思っています。

二、三、ちょっとお聞きしたいのは、町長なのか、福祉部長なのか分からないけれども、マスクについて町としてはどのような、町民に対して反応して、何かの手当てをしたことがあるのか。皆さん方が役場に來ている間に、一般町民はいろんな、言わばドラッグストアやいろんな店を訪ねて、お医者さんの、薬局へ行って並んでみたり、入れ替わり立ち替わり、1枚や1袋3枚、1袋5枚のやつを目指してやっているようですが、町においてそういうものにして、どのような形が、対応を取ったことがあるのか。

そして、皆さんがどう思っているか分からないのですが、私が今こういうふうに発言をしています。マスクというものは、向こうからウイルスが来るのを防ぐためのマスクという意味では効能はゼロなのだそう。ゼロなのだそう。このマスクというのは、発言をする、しゃべる人の唾液なりあれを飛散させないためのマスクなのです。こういうのが、ここ二、三回、有識者の博士とついている医者というのが言っているのです。一体何なのかと、こう思ってしまうのですが、そういうふうな、どれが正しいか分からないようなやつが今、日本全国、ぐるぐる、ぐるぐる回っているわけですが、最後まで茨城県においては一人の感染者も、テレビや報道になされないように、加えて八千代町がそのような中に一つも入らない、茨城県下全域が、終息するまでに感染者がゼロの市町村であり、県だったということを願って、今における、後の質問者もいますから、みんなやってしまうと、大久保のやろう、しゃべってしまう

てから、俺のほうでやれないという、ありますので、これで閉じたいと思いますけれども、マスク対応だけ、どちらでもいいですから、お答えできますか。

議長（中山勝三君） 保健福祉部長。

（保健福祉部長 塚原勝美君登壇）

保健福祉部長（塚原勝美君） 14番、大久保議員のご質問にお答えいたします。

町で備蓄しているマスクについてでございますが、町が備蓄しているマスクにつきましては、避難所開設をしたときに配布するというのを想定しまして備蓄していますことから、全戸配布するだけの量がございません。したがって、今回、町としてはマスクの配布については考えておりません。というか、できない……

（「何枚あるの」と呼ぶ者あり）

保健福祉部長（塚原勝美君） 7,000枚です。

それから、マスクにつきましては、国のほうからの指導もございまして、マスクを着用してほしいというようなこともございますし、また議員おっしゃるとおり、感染者がマスクをすることのほうが有効だということは報道もされているようでございますが、感染者が感染したと知らずにマスクをしないで人混みに行きまして、うつしてしまうというような事例も発生していますことから、こういった人が多く集まる場所、ですから議会とか、そういった場所、それから今回は傍聴人の方にもマスクをお願いしてございますが、そういった観点からマスクを着用していただいてということでございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（中山勝三君） 町長。

（町長 谷中 聰君登壇）

町長（谷中 聰君） 14番、大久保敏夫議員のご質問にお答えします。

ただいま部長のほうから回答申し上げましたが、町としましても、本部としましても精いっぱい町民の安心安全のために頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

議長（中山勝三君） 以上で14番、大久保敏夫議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

（午前10時21分）

議長（中山勝三君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

議長（中山勝三君） 次に、9番、生井和巳議員の質問を許します。

9番、生井和巳議員。

（9番 生井和巳君登壇）

9番（生井和巳君） ただいま議長の許可が出ましたので、通告どおり、1項目め、小中高校の臨時休校の要請を受けて、2項目め、防犯カメラ設置についてと3項目め、台風等に対する避難所の開設についての3項目について一般質問を行います。

まず初めに1項目め、小中高校の臨時休校の要請を受けてであります。中国・湖北省武漢で発生した新型コロナウイルスは、クルーズ船、ダイヤモンド・プリンセス号の乗船者1名が感染、香港で下船、その後、クルーズ船は寄港国に寄港を拒否され、横浜港に入港し、集団感染の発生がありました。また、中国・武漢より政府の用意したチャーター便5便で帰国した邦人からも感染者が確認されました。国内でも、中国の観光客を乗せたバスの運転手や添乗員の感染が発生、タクシー運転手の屋形船での新年会での乗船客や北海道の雪まつりや大阪でのコンサート会場からの感染など、感染の拡大が続いております。

政府は、ここ一、二週間が感染拡大防止の鍵を握るとして、2月27日夜に全国の小中学校や高校などの臨時休校や多数の人の集まるスポーツ施設やイベント等の自粛を要請しました。28日には、茨城県知事、大井川知事も、要請どおり県立高校を3月2日より原則休校にすると発表、小中学校などの市町村立学校についても同様の対応をするよう要請されました。その要請を受けて、町教育委員会でどのような協議を検討されたか伺います。

1つ目に、町では3月6日からの休校に決定されましたが、共働きや独り親家庭などの家庭に対する対応はどのようなものか。

2つ目、授業日数や授業時間等は不足になるのか。また、長期休業になるが、家庭学習などへの指導はどのようなものか。

3番目として、教職員も休校になるのか。先生方は、指導や卒業式や終業式、また入学式の準備や異動などもあり、苦勞されているところだとは思いますが、給食センターや図書館、中央公民館、総合体育館などの対応はどうなるのかも伺います。

2項目めとして、防犯カメラ設置について伺います。防犯カメラの設置や防犯灯や

街灯のLED化は、町民の安全安心な住みよいまちづくりは谷中町長の公約であります。私は、昨年9月議会一般質問においても防犯カメラの設置について質問しました。防犯カメラの設置は、犯罪の防止や犯罪者に対する威嚇行為が一番大きいと言われます。防犯カメラを設置してあることは、映像を記録していることをアピールすることで犯罪の防止につなげることができます。万が一トラブルが起きた場合でも、事後検証の材料として録画映像を使用することで、原因の解明及びトラブルを未然に防ぐことも重要であるが、事後解決のための検証材料として役立つというメリットがあります。この意味で、防犯カメラは強力な防犯抑止効果があります。同じく防犯灯や街灯も、現在行政区や町管理のものが1,500か所あるようですが、これを全部LED化、また新たに1,000か所街灯をつける予算をつけましたが、合計2,500か所のLED化が、電気料や機器のリース料など全部町で持つという、評価のできるものです。

そこで、新年度予算の防犯カメラ設置について質問します。1つ目として、防犯カメラ等設置に関する補助金930万円の内容は、各行政区への補助金と思いますが、どのような内容かを伺います。

2番目として、防犯カメラ設置工事請負費300万円の内容はどのようなものか説明願います。現在の設置数も併せて答弁願いたいと思います。

3項目め、台風等に対する避難所の開設についてを質問します。昨年の台風19号に対する避難所は中央公民館のみであったが、どのような経過で1か所だったのかであります。

昨年9月9日に千葉市付近に上陸した台風15号は、記録的な暴風雨となり、被害が相次ぎました。特に千葉県では、倒木により道路の寸断や停電により住民の生活に重大な影響を及ぼし、建物等への損害は大きく、農作物へも甚大な被害となりました。ゴルフ場の鉄塔が倒れ、撤去等も問題となり、また隅田川に架かる橋にも暴風雨により大型船が衝突、橋は通行不能になるなど大型台風でありました。

そして、1か月後には台風19号が上陸し、本県にも県北、県央地区に大雨特別警報が発令され、47万人に避難勧告が出されました。台風19号は、12日夜、つくば市付近を通過し、鬼怒川流域にも大雨をもたらし、当町上流の筑西市川島で越水、13日未明には鬼怒商業高校の校舎1階で50センチの浸水被害が発生しました。大型台風のため大きな被害が予想される中、避難所への避難は生命や身体を守る上で重要なことでもあります。

このような状況の中、八千代町防災無線は中央公民館への避難が放送されましたが、放送は町民の耳には届かなかったようで、川西地区の住民の一部は川西小学校へ避難しようとして出向いたが、開いていなかったとのこと。避難しようとした人の話では、台風15号の暴風雨は瓦が飛びそうなくらい強かったので、19号も怖いと思い、避難する気になり、防災無線は台風に備え戸締まりもしている中では聞こえなかったということです。その中には、役場に、川西小学校がなぜ開かないのか、電話を何回かしたそうですが、中央公民館が避難所になっているとの返事だったとのこと。特に高齢者や障害のある方たちには身近な避難所が必要であり、中央公民館への避難には無理があると思います。一たび災害が発生すれば、行政区役員や民生委員だけでは避難誘導や救助などの指示や伝達は無理があり、行政区内の事情をよく知る若者や自衛消防団等の協力が不可欠であります。自分の命は自分で守り、人の命もみんなで守るといふ住民共助の精神であると思います。行政も、地元任せばかりでなく、要請があれば迎えに出向く、また車を回すなどの、高齢者や障害のある方など弱者への気配りをすべきであると思います。

来年度からは、デマンドタクシーなど、災害どきの無料配車、また災害が予想される中での避難での夜間での送迎などを考えるべきであると思います。福祉は掛け声だけではできません。行動することが始まりだと思います。避難所の開設は中央公民館だけでなく、川西、西豊田小学校、また東中学校も開設すべきだと思いますが、これからは中央公民館だけなのか、また中央公民館への避難者は何人だったのか尋ねて終わります。

最後になりますが、今度、新年度よりデマンドタクシーが始まるというようなことで、日中はそういう災害の場合も要請すれば来てもらえるかもしれませんが、特に夜の避難などになると、なかなか地元の学校、避難所が開いていないとなれば中央公民館だけになると、そこへ自分では通えない、来られない人がいるわけです。そういう中で、せっかくデマンドタクシーをやるようになったのですから、そういう大被害が予想される場合は、事業者ともよく相談して、夜でも待機してもらって、ならば迎えに行き、避難所へ連れてきてもらえるようなことも、せっかくデマンドタクシーが新しく始まるのですから、そこら辺も考えて始まったらいいのではないかと思います。

以上です。

議長（中山勝三君） 総務部長。

(総務部長 生井俊一君登壇)

総務部長(生井俊一君) 議席番号9番、生井和巳議員の通告による一般質問にお答えいたします。

防犯カメラの設置について、まず1点目の防犯カメラ等の設置に関する補助金930万円の内容についてのご質問でございますが、安心して暮らせる地域社会の実現のためには、町と地域住民、そして警察が相互に連携し、防犯活動に取り組むことが重要でございます。そのような中で、町では平成28年度から、警察との連携のもと、交通量の多い主要道路や交差点、公共施設、駐車場など多くの方が利用する場所、空き巣や自動車盗難などの刑法犯や交通事故の多発する場所などを中心に防犯カメラの設置を進めているところでございます。

一方、一部の行政区におきましては、地域の防犯体制として独自に防犯カメラを行政区内に設置しているところがあり、またこれから設置を考えている行政区からは、こういった地域の自主防犯活動に対して町からの補助金を求める声を頂いているところでございます。そのようなことから、町と地域が連携し、主要道路だけでなく、地域の生活道路等にも防犯カメラの設置拡充を進めることによって、地域のさらなる安全が確保されるという考えのもとに、行政区の行う地域防犯活動の補完策として防犯カメラを設置する行政区に対し、その設置費用の補助を行うものでございます。

補助事業の内容としましては、新たに防犯カメラを設置する行政区に対して、防犯カメラ等の機器の購入費、設置工事費などの必要経費に対し、15万円を限度として補助金を交付するものであり、令和2年度におきましては62行政区分で930万円の予算を計上しております。まずは、行政区長を中心に行政区内で設置箇所や設置後の管理等に関して検討していただき、その後行政区と町での事前協議を行った上で補助金の申請となりますが、申請手続等におきましては、地域担当員の協力を得るなどし、なるべく行政区に負担のかからないように事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の防犯カメラ設置工事請負費300万円の内容についてのご質問でございます。これは、まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画に基づき、平成28年度から進めている事業でありまして、平成30年度までに11か所、19基のカメラを設置いたしました。今年度におきましては、本郷地内の新鬼怒川橋西側に1か所、2基が工事完了し、稼働しているところでございます。また、高崎地内の駒城橋西側に1か所、2基、東落田地内のセブンイレブン前交差点に1か所、2基、現在工事中でございます。

ご質問の令和2年度における防犯カメラ設置工事請負費300万円につきましては、町南部方面の市町境への設置を予定しております。候補地としましては、県道結城坂東線の尾崎地内、県道若境線の平塚地内、県道つくば古河線の仁江戸地内の3か所、6基の防犯カメラを設置予定でございます。

防犯カメラの設置拡充による安全安心な暮らしの確保は町長の公約でもありますので、町による防犯カメラの設置と行政区による補助事業を活用した防犯カメラの設置を通じて、町と地域が一体となり、町全域での防犯体制の強化を図ることにより、犯罪被害から町民を守り、犯罪を起こさせない環境づくりを確立し、安全安心な住みよいまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

続きまして、台風等に対する避難所の開設について、昨年の台風19号に対する避難所は中央公民館のみであったが、どのような経過で1か所だったのかとのご質問でございます。10月6日に南鳥島近海で発生した台風19号は、7日に大型で猛烈な台風となり、12日の夜10時頃には下妻市にある気象観測所で最大1時間降水量が30ミリを記録し、10日18時から13日9時までの期間降水量が約166ミリを観測するなど、広範囲に記録的な大雨をもたらした大型の台風でありました。

町の対応といたしましては、八千代町地域防災計画及び災害時職員行動マニュアルに基づき対応いたしました。経過を申し上げますと、11日午後2時に町長の指示により風水害時対応の参集者である関係部課長8名による対策会議を開き、自主避難所の開設の決定及び消防団に出動準備態勢の要請をいたしました。

翌12日午前8時には警戒本部を設置し、さらに午後1時には町長を本部長とする災害対策本部を設置し、これまでの状況の確認や各関係機関などの情報収集に努め、その後の対応に当たりました。

自主避難所につきましては、中央公民館、総合体育館、農村環境改善センターを順次開設することといたしました。まずは、台風が接近する前に、12日午前9時から中央公民館を自主避難所として開設し、避難者の受入れを開始いたしました。自主避難所開設の情報につきましては、防災行政無線で11日の夕方に2回、12日の午前2回、放送によるお知らせを行い、さらに町ホームページやSNSを通じて周知に努めたところでございます。避難者の状況につきましては、12日の夜から13日の明け方にかけて、最大ピーク時で25世帯55人であったため、それ以上の自主避難所を開設することなく、13日の早朝に避難者全員が帰宅されたため、午前7時30分に自主避難所を閉鎖いたし

ました。

一般の指定避難所につきましては、平成30年に全面改定した地域防災計画により、小中学校などの公共施設12か所が指定されております。しかしながら、平成28年に国から示された鬼怒川の想定最大規模降雨に伴う浸水想定区域によりますと、東中学校、西豊田小学校、川西小学校の3か所は浸水想定区域内に立地するため、災害時にはこれらの3施設を除く9か所の避難所に対応することとなります。

今後も、八千代町地域防災計画に基づき、防災訓練の実施やハザードマップを活用した学習会の実施、マイ・タイムラインの作成などにより水害時の避難所の周知を含め、地域住民の水防災に関する意識向上を図り、減災対策を進めてまいりたいと考えております。

また、災害時の情報伝達手段につきましても、現在町が導入しております防災行政無線による屋外への放送では、大雨や台風の際には屋外にいる住民には聞こえにくい場合があるという課題がございます。町としましては、NTT一般加入電話や携帯電話から防災行政無線の放送内容が確認できる電話応答サービスや、一部の関係者には戸別受信機を設置して対応しているところではありますが、一方で、高齢者世帯の方々、障害者の方々、外国人の方々などにも確実な情報伝達ができるよう、多種多様な伝達手段を用意していかなければならないことも認識をしております。災害時の情報伝達手段につきましては、多重化を含め、より有効な情報伝達手段の検討を進めてまいりますので、ご理解のほどお願いをいたしまして、答弁とさせていただきます。

議長（中山勝三君） 教育長。

（教育長 赤松 治君登壇）

教育長（赤松 治君） 議席番号9番、生井和巳議員の通告による一般質問にお答えいたします。

まず初めにですが、八千代町では3月6日からの休校ということに決定いたしました。共働きの家庭、独り親などの家庭に対する対策はどのようなものかというご質問でございますが、これにつきましては、3月2日に家庭に通知を出しまして、臨時休業期間中の児童生徒の所在、それから連絡先、これを確認させていただきました。

その後、3月5日、預け先のない小学校1年生から6年生までの児童を学校で受け入れるための調査をしました。その結果によりますと、1年生から6年生までの児童で、平日昼間に1人になる、または自宅滞在が困難な児童は86名おりました。この預

け先がないと答えた86名については、臨時休業中、保護者の了解の下、各学校で受け入れるという対策を取りました。そして、その中で自主学習をさせております。登校時間については午前8時から午後3時まで、保護者の送迎で弁当持参といたしました。その中で、教職員による出席の確認、それから下校指導等を行っております。保護者の要望に合わせて、弾力的に、かつ柔軟に受け入れる方針であります。

2つ目の質問に、授業日数、それから時間数、こういったものが不足になったときの対策はというご質問がありますが、これについては、授業時間数については、新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業を行った場合には、標準授業時数を下回った場合でも学校教育法施行規則に違反するものではありません。学習に著しい遅れが生じないよう、可能な限り休業期間中に家庭学習を適切に課したり、新年度の授業の中で補充をすることに配慮しております。

最後の質問ですが、教職員も休校になるかということですが、学校に受け入れた預け先のない児童への対応、それから児童生徒への連絡、家庭訪問、成績処理、事務処理、次年度の準備等、様々な勤務内容で、通常どおり勤務しております。

中央公民館、それから体育館、図書館等についての対応ですが、これにつきましては現在のところは通常どおり開館しております。ただ、高校生以下の利用は制限をさせていただいております。これは、今後の感染状況を見極めた上で対応していきたいと思っております。利用制限、それから閉館等も視野に入れた上で対応をしていければというふうに考えております。

以上、ご理解とご協力をお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

議長（中山勝三君） 再質問ありますか。

9番、生井和巳議員。

9番（生井和巳君） コロナウイルスにつきましては、新聞等、また3月4日の全協でも詳しく聞いたところでもありますので、大方理解はしているわけなのですが、今朝のニュースなんかでは、このウイルスは、今年度、または来年まで続くのもあるというようなこともニュースで流れていました。新学期までに平常どおりに学校も戻ればいいなというのがありますがけれども、本当に教育委員会、また学校の先生方にも大変苦勞をかけるというようなことで、これは子どもたちのためですので、国よりも先、安倍さんより先に、赤松教育長のほうが上だと、対応がよかったというようなことになるように、早い終息を願っているところでございます。

あと、防犯カメラについては、各行政区へ2台ぐらいずつつくような予算というようにありますが、行政区によっては、小さいところもあれば、何倍もあるような大きい行政区もあるわけですが、防犯カメラももっと欲しいというところもあるかと思いますが、今年度は随分つくというようなことですが、不足だという場合は来年度にも持ち越して予算をつけていただきたいと思います。

あと、中央公民館への避難が25世帯55人だというようなことでしたが、これは行ける人がこれだけだというようなことで、行けない人がこの中には何人かいると思うのです。やっぱり近くならいとか、川西、西豊田、東中学校、避難所になっていないということですが、私なんかは、なっていないけれども、近くだから一番いいのかなと思うのですが、何があっても、3階建てだから、一番上へ逃げれば、自衛隊なりなんなりが来るから大丈夫だと、町の中央公民館へも自分で行ける人は大丈夫なのですが、これはなかなか1人では動けないというようなことが行政区にもいるというようなことで、そういう人はこの25世帯の中にはいないのかなと、これは自分で行けた人がこれだけなのかなということも考えられます。そういうことですので、とても行けないような人は、地元の役員さんとか、いろいろ分かっているとしますので、そういう方には災害が来る前にいろいろ話を聞いておくということも必要かなと思います。そういうことで、ただこうすればいい、ああすればいいというだけでは解決にならないというようなこと、本当に一歩間違えば人命に関わるということですので、これからデマンドタクシーとともに考えてもらいたいと思います。

以上、全部、ただ要望というか、話だというようなことで終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

議長（中山勝三君） 再答弁はよろしいですか。

（「要らない」と呼ぶ者あり）

議長（中山勝三君） 以上で9番、生井和巳議員の質問を終わります。

ここで、次の答弁関係課長の入場を許可いたします。

次に、3番、安田忠司議員の質問を許します。

3番、安田忠司議員。

その際、3番、安田忠司議員より事前に参考資料の配付要請がありましたので、これを許可いたしました。

(3番 安田忠司君登壇)

3番(安田忠司君) 議長のご許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

私の質問は3項目ほどありまして、地球温暖化に伴う異常気象が、これは常態する中で、八千代町の治安、防災、治水対策、減災等の対策について伺いをしたいと思っております。

まず初めに、昨年の台風、先ほど生井議員さんのほうからもありまして、総務部長のほうから大分詳しく説明を受けましたので、これは大変参考になりますので、これに引き続いて自分からのほうの提案もお願いをしたいと思います。

昨年度の台風15号、19号をはじめ一連の暴風雨、大雨などにより、県内はもとより各地域で甚大な被害が発生をいたしました。被害は、人的被害にとどまらず、産業、農業、医療、福祉など多岐にわたり、県民生活はもとより大きな被害を及ぼしました。

そこで、何でこのような大きな台風になったかということで、先ほど議長より許可をいただきましたので、資料を2枚ほど配っております。これは、私が大学との共同研究でバイオマスの産業都市構想という研究開発を、平成15年の頃から始まりまして、そのときに研究発表の一部として論文のほうの発表をしたときの資料でございます。大気中の二酸化炭素は増加をしているという資料なのですが、大気中の二酸化炭素の濃度は産業革命以来急激に伸びていると、これはIPCC、国連の政府機関のデータによりましてまとめられたものです。2007年よりのデータなのですが、これは10年ほど前、発表させていただきましてから、その内容がもう一枚の資料、地球温暖化が世界にもたらす深刻な影響という、これを見ていただきたいのですが、異常気象が常態化をすると、これが温暖化の問題と密接な関係がございます、温暖化と、台風もそうなのですが、海面の上昇と温暖化による、太平洋も日本海もそうなのですが、海面温度が大分上がっているのです。だから、小さい台風でも発生しますと、日本近海に寄るとなお発達しまして、この前の台風15号、19号のような大型台風に発達すると。たまたま先ほど説明が生井議員さんからありましたが、八千代からつくばの上を通ったのですね、この前の台風は。だから、八千代町には被害はそうなかったというふうに聞いておりますが、この内容についても、今質問の内容に入っておりますので、提示をさせていただきたいと思うのですが、そういう内容で、千葉県から北茨城のほうで物すごく被害が出たのです。

そういうふうな、これから人間社会においても、金融業界、国土の地理の問題、産

業、エネルギー、健康、それと世界レベルでは食料品が恐らく不足するのであろうと、社会インフラの整備、そういうふうなものにも大きな影響を及ぼすのではないかなというようなことも聞いております。また、エネルギー関係、原油の問題、病気の問題、これは日本だけの問題ではなくて、地球規模の問題になっているということ、やはり危機感を持って今後対応していただければというふうに思っております。そういうことで、気象変動による異常気象がこれは常態化するというようなことも報道されておりますので、昨年のような大規模な台風等が今後勃発することが予想されると思います。そこで、堤防の整備とか排水ポンプ、それから調整池といった浸水対策、そういう施設への対策の支援など総合的な治水対策を講じるほか、災害に強い基盤づくり、産業の基盤構築を進めていくなど、きめ細かく、隙間のない対策が求められると思います。これに関しては、関係機関の力を1つにし、総力を挙げて町民の生命と財産を守るための防災、減災、治水対策を進めるべきだと考えております。そういうことで、内閣府の統計によりますと、この前の台風、千葉県千葉市では風速35.9メートル、最大風速57.5メートルと、そういうふうな観測もなされておりますので、ぜひそういうものを参考にして今後の対策に生かしていただきたいというふうに思っております。

八千代町においても、我々が住んでいる北部地区、特に粕礼の南側の田んぼ、それと中結城小学校の北側、北沼の、この部分は増水が常態化をしているのです。それはなぜかという、山川沼に排水ポンプが設置をされまして、これは町当局とか湛水事業の基盤整備のほうで協力を頂きまして設置をされまして、当時としては、今度はポンプが入るから、治水対策も、増水もなくなるだろうという期待をしていたのです。ところが、平成16年から23年の間に工事が大体完成、今でも一部残っているのですが、9年間ほど、9年から10年近く運転をしているのですが、なかなか、粕礼の前の田んぼ、それと山川沼の北の部分、これは今のポンプの、粕礼の橋のところから鬼怒川への仁江戸辺りまでかなり水位が上がってしまうのです。それで、排水ができないと、当然、各地区で大雨が降れば増水しますので、それと同じように鬼怒川のほうの水位も上がりますから、そうするとポンプが回っても排水ができないと、そういうふうな状態になっているのです。これはいつ頃から始まったのかということで調べてみましたら、今から300年ぐらい前からです。山川沼と吉田用水がその頃工事に着工いたしまして、山川沼に関してはそれから10回ほど大きな基盤整備があったのですが、その頃

からずっと水に悩まされて、治水事業と、我々、ちょうど八千代でも一番北側ですので、生まれ育った地域ですので、よく大雨に対しては苦しんで、地域の地権者も水との闘いだったのです。そういうようなことで、今回の台風に関しても、かなり大水になりまして、増水をして、近隣の排水ポンプの、粕礼地区の方々あたりも大変困っているというふうなのが、報告も上がっていると思うのですが、それが現状なものですから、その解決の方法、ぜひ協力をしていただいで解決をしていただければというふうなことを願っておりますので、よろしくその点もお願いしたいと思います。

それと2番目に、人材育成で活力のある八千代町の学校教育環境の整備ということで、プログラミング教育と道徳、英語教育についてを質問したいと思います。八千代町でも、心豊かで多様な資質を持った人材を育成していくことは、活力のある茨城、八千代の未来を築く上で必要不可欠であると思います。

そこで、グローバル化の社会になり、AIやIoT、5Gの高速通信機能が開発をされまして、技術革新が進展をし、社会がこれから大きく変化をするように思われます。それらに対応する教育環境の整備が求められています。政府においても、2023年度までに小中学校へ1人1台のパソコン等の端末を導入するとの方針を決定いたしております。

このような中、将来を担う子どもたちがグローバル社会で活躍し、茨城、日本をリードする人材となるためには、自らが課題を発見し、その解決策を見いだしていくという資質や能力を育むことが最も重要であり、私は社会に参画する自立した主体としての生きる力を全ての子どもたちに身につけさせるということが必要かなというふう感じております。

そこで、八千代町の子どもたちが良好な人間関係を築けるよう、他者を尊重し、思いやりのある豊かな心を育み、社会ルールやマナー、モラルを身につけるとともに、自分の郷土に誇りや愛着を持てる教育の推進というのは欠かせない、最も重要な点とっております。2020年度に必修化されるプログラミング教育、道徳、英語教育等、新学習指導要領が全面実施をされるのに伴い必修となる中、これから国際化がますます進み、社会人として活躍できる人材の育成に、今度の教科については今までにない画期的なことと期待をしておりますので、その内容について教育長から、学校教育のどういうふうに進めるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

それと3番目といたしまして、先ほど大久保議員さん、それから生井議員さんから

もありました、新型ウイルスのコロナ感染者の集団発生に備えてということで聞きたいと思います。たまたま茨城県では一例もない、事例がないわけですから、本当に喜ばしいことなのですが、今後起きたらどうするかという対策についてやっぱり考えていかななくてはならないと思います。今日のニュース、昨日から今日にかけても、規模が世界に広まっているのです。だから、生井議員さんからありましたように、オリンピック、1年もこれが続くと、オリンピックどころか経済もおかしくなってしまうのです。今、アメリカの株なんかは2,100ドルぐらい下がっている、日本も恐らく、今日は確認していないのですけれども、相当の経済的な打撃がやはり日本を覆っているというのが現状だと思うのです。

そこで、新型コロナウイルスの感染者、もし八千代で発生した場合、集団発生があった場合の対策について、保健部長のほうから、どういうふうな今対策を考えているのか、それと濃厚接触者に対するPCRの検査、これはどこへ申し込んで、どういうふうな内容で、もし発生した場合は消毒とか、いろいろな対策をしなくてはならないのではないかなというふうに考えられるわけです。

お隣の栃木県でも、ニュースのほうでちょっと耳にしたものですから、詳しくは分からないのですが、インターパークの福田屋さんで出まして、かなりあれは大きなお店ですので、恐らく営業停止2週間ぐらい、消毒をして休業すると、そうすると、経済的なものもそうですけれども、物すごく心理的に、地域にやっぱり不安を与えるというふうなことになると思いますので、それに伴う感染の拡大の防止と、今度もし茨城県で出て、たまたま栃木県は、1例目は栃木県南地域ということで報道があったみたいなのですが、それで小山とか羽川だとかいろいろな地域の名前が挙がるのですが、もし茨城県で県西地区なんかで発生したというようなことが報道されますと、当地域は農産地域ですので、レタスとか白菜、キャベツ、生で食べる野菜等にもかなり風評の被害が発生するおそれがあるのではないかと、それに対して対応して、遅れないような対応を、今後八千代町の対策について練っていただければというふうなことをお願いしたいと思います。

それと、休業補償ということで政府のほうは言っているのですが、パートさんとか従業員さんに1日当たり8,333円ですか、これは正確な数字かどうか分からないですけれども、平均に出すのか、それとも申請のあった人に出すのか、その辺も発表しているのですが、当地域でもかなり影響が、教育長から話がありましたように、学校も6

日から休業になっていますので、それに伴う父兄の経済的な負担も補償してくれるのか、そのことについては、これは一括の質問の中に入っていないものですから、分かる範囲内で結構ですので、お願いができればと。これは申請するのにも、どこへ申請して、どういうふうな手続をするか、一切報道していないのです。そういうふうなことで、これからいろいろな問題が出てくると思いますので、それをやっぱり対応して、対策を練っていただければというふうに思っております。

昨年度の台風15号、19号の大雨の被害の状況について。

2番目といたしまして、小中学校の通学路、その冠水状況と何か所ぐらいあって、どういう被害があったのか。

3番目といたしまして、1級河川山川排水路の機場が整備をされても、排水の状況がなぜよくないのか、今のままで常態化してしまうのか、そのことについて。

最後に町長に、今後の地球温暖化に伴う異常気象が状態化することが予想される、そのことに対しての治安、治水、防災、減災対策について、総合的な考え方になるかなと思うのですが、お聞きをしたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

議長（中山勝三君） 総務部長。

（総務部長 生井俊一君登壇）

総務部長（生井俊一君） 議席番号3番、安田忠司議員の通告による一般質問にお答えいたします。

昨年の台風15号、19号の大雨の被害状況についてでございますが、まず昨年9月の台風15号につきましては、9月5日に南鳥島近海で発生し、9日3時前に非常に強い勢力で三浦半島付近を通過し、9日5時前に千葉市付近に上陸後、関東地方を北東に進みました。連日メディアでも取り上げられましたが、記録的な暴風雨により、千葉県内では送電線の鉄塔が倒れるなどして、広範囲で長期にわたる停電や断水、膨大な数の住宅が損壊し、生活や産業活動に極めて甚大な影響を及ぼした暴風台風でありました。

町内における被害状況でございますが、建物被害では、住宅での屋根の一部損壊が2件、倒木が13件発生するとともに、9日明け方5時頃に安静、下結城地区の一部で最大511軒の停電が発生いたしました。4時間後の9時頃には数軒を残して復電となりました。

続きまして、10月の台風19号でございますが、10月6日に南鳥島近海で発生し、7日に大型で猛烈な台風となり、12日19時前に伊豆半島に上陸、その後、関東地方を通過し、県北地域や栃木県においては短時間で広範囲に大量の雨が降り、県内の自治体でも久慈川や那珂川の堤防決壊などにより甚大な被害をもたらすなど、記録的な雨台風でありました。

町内における被害状況でございますが、建物被害では、住宅の一部損壊が4件、屋根や外壁の損壊が2件、床上浸水被害が2件でございます。また、粕礼地内の九郎兵衛橋付近では、山川の増水に伴い、消防団による土のう積みなどの水防活動が行われました。

以上が昨年の台風15号、19号の建物などの被害状況でございます。

次に、今後、地球温暖化に伴う異常気象が状態化することにより予想される治安、防災、減災対策についてのご質問でございますが、大気中の温室効果ガス濃度の増加に伴いまして、世界のほとんどの地域で長期的に気温が上昇しております。気象庁によりますと、過去数十年にわたる観測データを分析しますと、日本を含む世界各地で顕著な高温の発生頻度が増えていることが分かり、このような長期的な増加傾向は地球温暖化の表れであると言われております。今後の気候変動により、堤防等の施設能力を超える洪水の可能性が懸念され、施設の能力には限界があり、施設では防ぎ切れない大洪水は必ず発生するものとの意識を变革し、社会全体で洪水氾濫に備えなければなりません。

平成27年9月の関東・東北豪雨で大きな災害を受けた鬼怒川では、国、県、鬼怒川下流域の7つの市、町が主体となって、堤防の整備や河道掘削などのハード対策、豪雨時の行動を示したタイムラインの作成、地域住民等との共同点検などのソフト対策など、ハード、ソフトを一体化した緊急的な治水対策として鬼怒川緊急対策プロジェクトが実行されております。町としましても、事業主体であります国の下館河川事務所と連携を密にし、情報収集に努め、一日でも早い治水対策がなされるよう連絡をしまいたいと思います。

また、県管理河川の山川におきましても、令和元年6月に危機管理型水位計が2か所設置され、運用が開始されております。1か所は粕礼地内の九郎兵衛橋、もう一か所は太田地内の八千代橋に設置され、水位の情報の把握が容易になり、迅速な水防活動につながっております。町としましても、総合防災訓練の実施、水防法の改正や関

東・東北豪雨の教訓を踏まえた地域防災計画の全面改定、想定最大規模降雨に伴う洪水ハザードマップの作成、電柱に想定浸水深さを表示したまるごとまちごとハザードマップの整備などを実施しております。

今後につきましても、コミュニティ推進協議会や行政区、さらには地域防災組織との連携を図りながら、引き続き防災訓練の実施やハザードマップを活用した学習会の実施、マイ・タイムラインの作成などにより、地域住民の水防災に関する意識の啓発を図り、減災対策を進めてまいりますので、ご理解のほどお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

議長（中山勝三君） 産業建設部長。

（産業建設部長兼都市建設課長 木村和則君登壇）

産業建設部長兼都市建設課長（木村和則君） 議席番号3番、安田忠司議員の通告による一般質問にお答えいたします。

ご質問につきましては、地球温暖化に伴う異常気象が常態する中、八千代町の治安、防災、減災の対策についてのうち（2）、小中学校の通学路の冠水被害状況と箇所数についてと（3）、1級河川山川排水路の機場が設置され、排水状況がよくないのはなぜかについてでございます。

まず（2）、小中学校の通学路の冠水被害状況と箇所数についてお答えいたします。対象につきましては、昨年の台風15号、19号に伴うものになるかと思えます。台風15号につきましては、風の影響が主だったこともあり、冠水の報告はございませんでしたので、台風19号上陸に伴う状況についてご説明をいたします。都市建設課におきまして冠水関係で対応したものにつきましては、町道における冠水9か所でございます。ご質問の通学路に指定されておりますのは、この9か所のうち、粟野地内で県道高崎坂東線と町道2369号線との交差点の東側、中結城小学校北側の町道1677号線、中結城地区公園北側の町道1452号線、水口地内の広域農道の一部、太田地内で福岡へ向かう町道2120号線の合計5か所でございます。また、冠水した9か所のうち8か所において通行止めを行いました。通行止めを行った通学路につきましては、先ほど申し上げました5か所のうち、粟野以外の4か所でございます。なお、通行止めの期間につきましては、上陸した10月12日より開始し、16日には全線開放をいたしております。

続きまして、（3）、1級河川山川排水の機場が設置され、排水状況がよくないのは

なぜかの質問についてでございますが、事業の実施経緯から申し上げますと、当河川における一番最近の湛水防除事業は平成13年度から平成23年度にかけて実施されたものでございます。この事業は、排水ポンプ設備の老朽化や都市的土地利用の振興による排水量の増加に対応するため、茨城県が事業主体となり、県営湛水防除事業として県西農林事務所が主管し、実施してきた事業でございます。また、具体的な内容としたしまして、本事業は1級河川山川において、それまで下流の河川側に設置されていた排水ポンプ機場を廃止し、上流の山川沼側に新設するとともに排水ポンプの能力をアップするなど、排水能力の増強を目指したものでございます。しかしながら、新設ポンプにより排水機場が増強されたものの、近年増加しているゲリラ豪雨などにより、山川の増水時には排水機場からの排水も加わり、九郎兵衛橋周辺の宅地へ水が流れ込む危険性が高まってしまいました。

この問題を解決するため、平成30年度から八千代町では事業を主管する茨城県県西農林事務所や茨城県の河川管理担当部局である常総工事事務所及び山川沼土地改良区の受益地の一部である結城市、地元の受益者を代表している山川沼土地改良区といった関係各団体に集まっていただき、対策を協議しております。その結果、1級河川山川周辺における地盤沈下の可能性も含めて、河川周辺を再度調査し、原因の究明とその対策を検討していくこととなりました。こうした流れの一環として、平成30年度には茨城県常総工事事務所において、1級河川山川について現在の堤防の高さ等を中心に改めて測量を実施いたしました。また、本年度からは茨城県県西農林事務所におきまして、前年度の測量結果を基に1級河川山川の排水計画の検証をしているところでございます。

町といたしましては、地元住民の生活安全に資するため、本年度の調査結果などを受けて県や関係者ともに対応策を検討し、事業主体であります茨城県や山川沼土地改良区、結城市との連携を図りながら対策事業の早期実現に向け取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後とも議員各位のご理解、ご協力をお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

議長（中山勝三君） 保健福祉部長。

（保健福祉部長 塚原勝美君登壇）

保健福祉部長（塚原勝美君） 議席番号3番、安田忠司議員の通告による一般質問にお答えいたします。

3番目の新型コロナウイルス感染者の町内集団発生に備えて、(1)、今後の八千代町の対策についてでございますが、新型コロナウイルスは、昨年12月、中国・武漢市で発生したことをきっかけに、日本国内でもその猛威を振るい始めている現状でございます。国は、熱検知センサーを国際空港などに設置、また各種イベントの自粛など感染防止に努めております。また、2月25日には、厚生労働省より感染拡大防止や患者増加スピードの抑制を目的とする「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が示されております。一方、県は各保健所に帰国者・接触者相談センターを設置し、帰国者などの感染に不安のある方への対応をしております。ただいま県内では感染症指定医療機関が34機関指定されており、感染者を随時受け入れられる状況となっております。

本日までの対応といたしまして、新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき連絡調整会議を開催し、2月28日午前11時に町長を本部長とする対策本部を設置いたしました。町内で発生した際は、筑西保健所と連携を図りながら、ウイルスの封じ込めの徹底、健康被害を最小限に抑えることや町民への適切な情報提供による混乱防止、風評被害を含む社会不安の解消とパニック防止などの活動等が主な役割となります。今後は、国の基本方針に基づきまして感染防止に努めるとともに、県と連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

また、先ほど議員のほうからご質問がありましたPCR検査の申込みの方法でございますが、3月6日から民間でもその検査が可能となっております。まず最初に、病院等へ予約をしていただきまして、それから受診をしていただくこととなりますが、その前に医師の判断というのが重要となります。帰国者・接触者相談センターに相談をしていただくから、医療機関へ受診していただくということになります。なお、その場合の費用については全て医療費で適用されるということになっております。

それから、休業者の経済的な負担はということでございますが、休業対象ですけれども、日額8,330円、議員おっしゃるとおり、これを上限に助成することになっております。ただし、8,330円を超えた部分については企業側で負担するということでございます。また、有給休暇を取得した労働者に支払った賃金相当額についても、上限8,330円を事業所に支払うというものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（中山勝三君） 教育長。

(教育長 赤松 治君登壇)

教育長(赤松 治君) 議席番号3番、安田忠司議員の通告による一般質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、新学習指導要領につきましては、小学校では今年4月、令和2年度から、それから中学校におきましては次年度、令和3年度から全面実施ということになります。その中で、新たな取組として、プログラミング学習の必修化、道徳の教科化、そして小学校外国語の教科が実施されることになっています。その概要と町の取組についてご説明をさせていただきます。

まず最初に、プログラミング教育についてでございますが、プログラミング教育のポイントは3つと私は考えております。1つ目は、もちろんコンピューターを使った学習もしますが、コンピューターのプログラミングを学ぶものではないということです。コンピューターを思いどおりに動かすためにはどういう手順が必要かなどを考える教育で、これは理科、算数、音楽などの授業でも行われるものだということです。

2つ目ですが、プログラミング教育は教科ではありません。したがって、教科書もありません。プログラミング教育という教科や科目が創設される、設置されるわけではありません。あくまでも、先ほど申しましたように、算数や理科や家庭科や音楽や、普通の授業の中で、既存の教科の中で学習をしていくことになります。

そして3つ目ですが、必ずしもコンピューターを使わなくてもできるということです。例えば自動炊飯器、それからセンサーライト、身近に使われている電化製品のプログラムはどういったものなのか、こういったことを子どもたち同士で話し合ってみる授業とか、自分たちの住む町の情報化されたところを発見してみる授業、こういったことを行うということです。

町としても、今年度からプログラミング教育の研修会に教職員を参加させ、その準備を進めてまいりました。教科の中でどのような教材をどのような形で取り入れていけるかを、各学校の中でなく、町の情報教育研究部などを中心にしながら練り合い、プログラミング教育の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

2つ目の道徳教育についてでございますが、これは平成11年にいじめによる自殺を機に道徳教育の大切さがクローズアップされました。実は、学習指導要領が一部改正され、小学校では平成30年、中学校では31年度に既に特別な教科としての道徳として、教科として授業を行っております。八千代町でも、小学校の1年生を除き、小中学校、

年間35時間、週1時間の授業を実施しています。今までは、読み物の登場人物の心情理解、こういったものに偏りがちでしたが、現在行っている道徳の授業は、教え込む授業ではなく、本音で話し合う授業を通して、いろいろな視点からの見方、考え方ができる人材の育成を目指し、心の教育の充実を図る授業を展開しております。

次に、英語教育についてでございますが、これは令和2年度から、今年4月から小学校5、6年生において英語が正式な教科というふうになります。つまり、教科書を使った授業で、文字も導入されます。英語を聞いたり、話したりする授業に加えて、単語や文章を読み書きする勉強、こういったことも行ってまいります。八千代町においても、これまでも外国語教育に力を入れておりますが、今回の全面実施を踏まえ、今年度先行実施をし、小学校5、6年生では年間70時間、これは週2時間になります、3、4年生では週1時間、外国語活動、また小学校1、2年生においても11時間、ALT、外国人講師を入れて外国語活動を行っています。ALT、外国人講師も、昨年度の3人から今年度は4人に増やして、本物の生きた外国語、これに触れる機会を設けております。議員ご指摘のように、今後もグローバル社会に向けて世界で活躍できる子どもたちの育成、八千代町の子どもたちの外国語教育のますますの充実を今後も図っていききたいというふうに思っておりますので、どうぞご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（中山勝三君） 町長。

（町長 谷中 聰君登壇）

町長（谷中 聰君） 議席番号3番、安田議員の通告による一般質問にお答え申し上げます。

質問要旨につきましては、地球温暖化に伴う異常気象が常態する中、八千代町の治安、防災、減災の対策についてということでございます。まず1点目、昨年度の台風15号、19号の大雨の被害状況並びに2点目の小中学校の通学路の冠水状況につきましては、先ほど担当部長が答弁したとおりでございます。

続きまして、3点目の1級河川山川排水路の排水状況についてでございますが、排水不良の理由、これまでの経緯、今後の対策につきましては、先ほど担当部長が答弁したとおりでございます。町といたしましても、1級河川山川における湛水防除の問題は、周辺住民の日常生活に直結した大きな問題であると認識をしているところでご

ございます。今後とも、関係団体と連携をしながら、町民の安心安全な生活を守るため、事業の早期実現に向けて努力してまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

続きまして、4点目の今後予想される治安、防災、減災対策でございますが、平成27年の関東・東北豪雨災害から4年半が経過し、さらには昨年、台風19号など、私たちの予想をはるかに超えた大型台風の発生や、今までに経験したことのないような局地的な豪雨等により、大きな洪水災害が毎年のように各地で発生をしております。また、地震災害では、2011年の東日本大震災からちょうど9年目になりますが、それ以降、熊本地震、北海道胆振東部地震など、これまで予測されていない地域においても突然大きな地震に見舞われるなど、いどこで大規模地震が発生してもおかしくない状況であります。これらの気候変動などの影響による大規模自然災害に適応した防災、減災への備えはますます重要となっております。

町としましても、今後も国、県、関係機関との連携をより一層強化しまして、ハード、ソフト対策を推進していくとともに、避難訓練等をはじめとする総合防災訓練を繰り返し実施していくことで、自分の命は自分で守るという自助、共助を基本としながら公助で補完をしまして、地域防災力の向上強化に努めてまいりたいと考えております。議員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（中山勝三君） 再質問ありますか。

3番、安田忠司議員。

3番（安田忠司君） どうもありがとうございました。

それでは、再質問といたしまして、気になる点が2点ほどあったのですが、土地改良区が大分、山川沼のことにしてもそうですけれども、隣の総和、三和、それから下妻、特に飯沼干拓で、2,000町ぶりぐらい干拓をしました。これもやはり山川沼土地改良区と同じような時期に始まったのです。山川沼とよその基盤整備事業の今の現況を確認いたしますと、よそでは山川沼みたいに水があふれるというのは一か所もないのです。だから、恐らくそれは構造的なものなのか、それとも設計が間違っているのか、その辺もしっかり確かめていただいて、これからの検証にして、政策に生かしていただければというふうに思っております。

それと、大雨のときに物すごく水位が上がるのですね、一時的には。だから、そう

いうふうなものを現地の調査をしてあるのか、その統計があるのか、その辺も分かる範囲内で結構ですので、聞かせていただければと思います。

それと、八千代町の中心を流れているのですね、1級河川の山川沼排水、ここに全部排水を依存しているというのが現状だと思うのです。だから、今後の八千代町の開発とか地域の発展には欠かせない排水路になってくるのではないかなど。それで、やはり早急に基盤整備をして、あふれない土手とか堤防、そういう基盤の整備が早急に必要なのではないかなというふうに考えております。

そういうことで、ちょうど、山川沼の排水路は全体的にはかなり広いのです。ちょっとした統計を見ますと、6,500町ぶりぐらい、全部関係しているのです。だから、国の事業としては、3,000町ぶり以上は国の事業として取り上げてくれると、そういうことになってきますと、これは関係している下妻市、古河市、結城市、3市1町で、町長に力添えを頂いて、この地区の共同事業というか、提案をして進めていただければというようなことも考えております。

それと、今までにいろいろな災害があったのですが、これから調査して、県とか国に依頼書とか要望書が上がっているのかどうか、その辺も分かる範囲内で結構ですので、お聞きしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思いません。

議長（中山勝三君） 産業建設部長。

（産業建設部長兼都市建設課長 木村和則君登壇）

産業建設部長兼都市建設課長（木村和則君） 3番、安田議員の質問にお答えしたいと思います。

山川沼の湛水防除及び山川の改修につきましては、町民の生命と財産を守る上で重要な課題と認識しているところでございます。ご質問の大雨のときに水位が上がるといふことで、統計的なものはありますかといふことで答えますが、実際、災害が起きたときに対応はしているところでございますが、そういうデータのものは持ち合わせてございません。先ほど総務部長のほうから答弁があったかと思うのですが、橋のところには水位計をつけたという話でございますので、今後そういう調査も念頭に置いて事業を進めていきたいと思っておりますのでございます。

また、要望書の件、上げているかといふことでございますが、毎年常総工事のほうに要望書を提出するところでございますが、2年ほど前から山川の改修につきまして

要望書を提出しているところでございます。いずれにしましても、今後とも関係機関と調整の上、県の事業に協力してまいりますので、議員のご理解とご協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（中山勝三君） 町長。

（町長 谷中 聰君登壇）

町長（谷中 聰君） 安田議員の質問にお答えします。

要望は常総工事事務所に出してあるということでございますが、再度強く要望してまいりたいと思っております。よろしくご理解お願いいたします。

議長（中山勝三君） 最後に再々質問ありますか。

3番、安田忠司議員。

3番（安田忠司君） どうもありがとうございました。

粕礼からちょうど兵庫・沼端、佐野から、あの辺がやはり大分高低差も、高くなく、低いのです。山川沼の水位を見ますと、22メートルから23メートル、鬼怒川のほうの放流先辺りでも23から24メートルぐらいしかない、恐らく高低差がかなりないのではないかなと。八千代町の都市計画とか防災図を見ますと、その数値が出ておりますので。今回までは大した、雨といっても、八千代はそんなに災害がなかったのです。だから、安心していう、そういう気持ちもあるかもしれないですけども、もし大災害になった場合には、台風の通路なんかちょっとずれると、千葉県とか北茨城のような大災害が発生するおそれがあると思いますので、100年に1度とか想定外で、考えてもいなかったというようなことのないように、ぜひ対策をしていただいて、進めていただければというふうをお願いをいたしまして、私の質問に代えさせていただきます。ありがとうございました。どうぞよろしく願いいたします。

議長（中山勝三君） 以上で3番、安田忠司議員の質問を終わります。

本日の一般質問はこれにて終了いたします。

議長（中山勝三君） 次会は、あす午前9時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

（正 午）